

応募者番号について（定期公募のみ）

1 応募者番号の意味など

(1) 応募者番号とは

「応募者番号」は、定期公募における通算申込回数を整理するための番号です。入居候補者になるまで、申込者ごとの固有の番号であり、(2)の場合を除き、自分以外の人に譲ることはできません。

ご家族の中であっても、申込者を変更する（例えば、申込者を父から子に変更する）と新たな申込みとなり、変更前の申込者の申込回数は加算されません。

(2) 申込回数を引き継ぐことができる場合

次の場合に限り、申込回数を引き継ぐことができます。申込回数の引き継ぎを希望される方は、申込時に、区役所建築課で必ず手続き（戸籍謄本等を提出していただく必要があります。）をしてください。

- 1 申込者が死亡し、その配偶者が引き継ぐ場合
- 2 離婚した元配偶者から、自分の申込回数を譲る旨の誓約書が提出されている場合
(この場合、当該元配偶者の申込回数は0回となります。)

2 申込書への記入にあたって（記入例36ページ参照）

◎ はじめて申込みをされる方は、番号は記入不要です。新規申込である旨の○印を記入してください。

◎ 申込みが2回目以降の方は、抽選後に発送する「補欠者通知」又は「落選通知」（これらの通知は大事に保管してください。）に記載されている応募者番号を正確に記入してください。

なお、申込者の氏名・生年月日・応募者番号の3つが全て正しく記入されていないと、原則として申込回数を加算することはできませんので、ご注意ください。

3 通算申込回数のクリア等について

抽選によって入居候補者（補欠者が繰上げで入居候補者となる場合も含む。）となった時点で、入居の有無に関わらず、それまでの申込回数は「0回」になります。（次回の申込時には、新規の応募者番号で登録されます。）

〈補欠者通知〉

令和7年度 市営住宅定期公募（5月分）の補欠者の決定について（通知）

あなたは、市営住宅定期公募（5月分）において、次の住宅に申込みをされ、補欠者（第1順位）となりました。

（申込住宅 ○○住宅○○号棟○○号）

つきましては、入居候補者が入居辞退し、又は失格となった場合には、別途二次審査について御連絡します。申込後に住所や勤務先が変わるなど、連絡先に変更があった場合には、必ず下記まで御連絡ください。

また、次回の市営住宅定期公募の受付開始までに市からの連絡がない場合、今回の応募におけるあつせんの対象とならなかったものとして御理解ください。

なお、次回の市営住宅定期公募は、令和7年8月です。

＜参 考＞	
今回の抽選でのあなたの持ち玉数	○○
あなたの申込住宅の申込者数	○○
あなたの申込住宅の申込者の持ち玉数合計	○○

★あなたの応募者番号 ○○○○○○○○○○

（次回以降の定期公募の申込みの際には、この番号を申込書にご記入ください。）

なお、あなたの今回までの定期公募の通算申込回数は 1 回です。

【連絡先】 〒730-8587
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建築課
電話（082）504-2578

〈落選通知〉

令和7年度 市営住宅定期公募（5月分）の抽選の結果について（通知）

あなたは、市営住宅定期公募（5月分）において、次の住宅に申込みをされましたが、抽選の結果、残念ながら落選となりましたのでお知らせします。

（申込住宅 ○○住宅○○号棟○○号）

なお、次回の市営住宅定期公募は、令和7年8月です。

＜参 考＞	
今回の抽選でのあなたの持ち玉数	○○
あなたの申込住宅の申込者数	○○
あなたの申込住宅の申込者の持ち玉数合計	○○

★あなたの応募者番号 ○○○○○○○○○○

（次回以降の定期公募の申込みの際には、この番号を申込書にご記入ください。）

なお、あなたの今回までの定期公募の通算申込回数は 1 回です。

【連絡先】 〒730-8587
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建築課
電話（082）504-2578

「応募者番号」及び「通算申込回数」